

規格・標準化委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本CATV技術協会（以下、「協会」という。）定款第50条で定める規格・標準化委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(機能)

第2条 委員会は次の事項に関する機能を有する。

- (1) 有線テレビジョン放送システム等に係る標準規格の策定、改正及び廃止に関すること。
- (2) 有線テレビジョン放送システム等に係る情報通信審議会、国際電気通信連合（ITU）等との連絡、調整及び協力に関すること。
- (3) 標準規格の解釈の承認に関すること。
- (4) 標準規格との適合性に関すること
- (5) 有線テレビジョン放送システム等に使用されるデジタル放送用識別子の管理に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は委員及び特別委員によって構成される。

- 2 委員は、協会の会員のうち、委員会への参加を希望する者により構成される。
- 3 理事長は、学識経験者および標準化機関等に対して、特別委員として委員会への参加を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、理事長が委嘱する。
- 3 副委員長は委員長の指名により選出される。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(委員長及び副委員長の任期)

第5条 委員会の委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長及び副委員長は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(標準規格の遵守)

第6条 委員は、標準規格を遵守するとともに、その普及に努めるものとする。

(標準規格の公開)

第7条 理事長は、委員会が策定、改定又は廃止した標準規格を一般に公開するものとする。

(開催)

第8条 委員会は、必要に応じ委員長の召集により随時開催する。

(委員会への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行日)

第1条 この規程は、一般社団法人日本CATV技術協会登記の日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成24年度に協会会員でなく規格標準化委員会であった委員については、この規則にかかわらず、従来の規格・標準化委員会規則第10条（会費）を当面の間、適用する。平成24年度末日までに、協会会員に入会申請を行った委員については、協会入会が認められるまでの間、規格・標準化委員とみなす。

(構成) 第3条2項の改正及び**(委員長及び副委員長)** 第4条3項の追加改正による項番送りは、平成28年11月22日より施行する。